

鹿沼市避難行動要支援者支援計画

《平成26年12月改訂》

《平成27年8月改訂》

《2025年10月改訂》

《2026年9月改訂》

鹿沼市保健福祉部

目次

第1 基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 支援者及び対象者の定義

第2 避難行動要支援者への支援体制

- 1 避難支援時の役割分担
 - (1) 自助（本人・家族の役割）
 - (2) 共助（地域の役割）
 - (3) 公助（行政の役割）

第3 要配慮者名簿・避難行動要支援者名簿の作成

- 1 要配慮者名簿
- 2 避難行動要支援者名簿
 - (1) 避難行動要支援者名簿の作成の目的
 - (2) 避難行動要支援者名簿の対象者
 - (3) 避難行動要支援者名簿作成・更新の手順
 - (4) 避難行動要支援者名簿による支援体制

第4 個別避難計画（避難支援個別プラン）の作成

- 1 個別プランの作成
 - (1) 個別プランの作成等に当たっての注意事項
 - (2) 避難支援者・災害情報伝達支援者の確保

第5 福祉避難所の確保

- 1 福祉避難所の設置
- 2 民間福祉避難所の設置
- 3 福祉避難所等における医療支援スタッフの確保・情報伝達体制の整備

第6 地域での支援活動

- 1 避難行動要支援者支援防災学習会の開催
- 2 避難行動要支援者参加型防災訓練の実施
- 3 避難行動要支援者支援活動を担う人材の育成
- 4 避難行動要支援者の防災知識の普及啓発

《様式等》

- 様式1 避難支援個別プラン（情報提供同意書）
- 様式2 鹿沼市避難行動要支援者名簿
- 避難支援個別プランの作成・登録・更新フロー

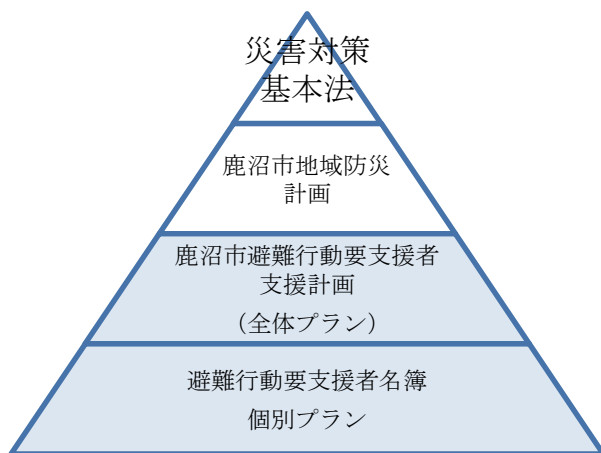
第1 基本的な考え方

1 計画の目的

鹿沼市避難行動要支援者支援計画（以下「要支援者支援計画」という。）は、災害発生時に、高齢者や障がい者等の避難支援が必要となる人のために、行政と地域が連携して迅速かつ的確に災害情報の伝達及び避難誘導等を行う体制の整備を目的としています。

なお、要支援者支援計画は、内閣府による「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）に基づいて作成しています。

2 計画の位置付け



要支援者支援計画は、鹿沼市地域防災計画の下位計画にあたり、第2章第4節「災害時における要配慮者支援体制の強化」、並びに第3章及び第4章第14節「避難行動要支援者対策」を具体化したものです。

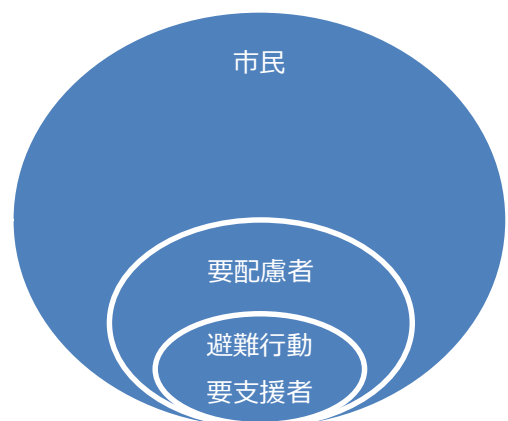
3 支援者及び対象者の定義

(1) 要配慮者

災害対策基本法第8条第2項1

5号では、要配慮者を「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの」と規定しています。

その他の特に配慮を要するものとして、日本語を解さない外国人、難病患者、日常生活に介助が必要な方、急激な状況の変化に対応が困難な方などが想定されます。



(2) 避難行動要支援者

災害対策基本法第49条の10第1項では、避難行動要支援者を「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と規定しています。以下「避難行動要支援者」を「要支援者」とします。

(3) 避難支援等関係者

災害発生、又は災害が発生するおそれがある場合に、要支援者へ災害情報の伝達や生命・身体の保護のために避難支援等の必要な措置を実施する方をいいます。

具体的には、自治会、自主防災会、消防団、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関、被災者援護協力団体等が要支援者を支援する方です。

第2 避難行動要支援者への支援体制

大規模な災害が発生した際には、広範囲による被害から、市や防災関連機関だけでは、要支援者への十分な支援ができないことが予想されます。

避難支援等関係者は、自身やその家族の生命と安全を最優先し、その後、地域の協力により支援に向かうこととなります。また、支援者自身が被害を受けることもあり、支援等に向かえない場合も想定されます。

そのため、要支援者本人とその家族は、災害時等の安全確保について自ら検討するとともに、あらかじめ避難支援等関係者などの協力を得て、地域の特性や実情を踏まえた具体的な打ち合わせを行い、平常時から共通の理解を構築しておくことがとても重要となります。

1 避難支援時の役割分担

(1) 自助（本人・家族の役割）

大きな災害になると、その地域の多くが被災地となる場合もあり、避難支援等関係者となっている方が被災者となる場合もあります。

要支援者とその家族は、日頃から自分自身でできる防災対策を講じ、発災時には、自分自身で身を守ることを第一に考えた行動に努めます。

ア 障がい等に応じた必要品の準備

災害発生直後は、物資の供給が困難になることが予想されますので、要支援者が必要とする医薬品や装具、酸素吸入器、食物アレルギー用食品等の物品を、最低でも3日分は準備します。

イ 防災訓練への参加

防災訓練に避難支援等関係者と一緒に参加し、ハザードマップによる災害リスクの事前確認や災害時の情報の入手方法、避難経路、福祉避難所等の場所を確認します。また、早めの避難を心がけます。

(2) 共助（地域の役割）

災害時には、道路や橋りょうの損壊などにより、防災関係機関の活動が遅れる場合があります。いざというときには隣近所の手助けがとても心強く、頼りになるものです。日頃の見守りや防災活動を通じて住民同士が互いに協力し、助け合う、地域の実情にあった避難支援体制を構築することが大変重要になります。

ア 避難支援等関係者の役割

避難支援等関係者は相互に連携・協力を図り、平常時から、地域の要支援者に対する避難支援の方法などについて、話し合っておくことが大切です。また、地域で防災訓練や研修を実施するなど要支援者の避難支援が実際に機能できるかの検証等を行い、最善の支援方法を検討します。さらに、発災時には、状況に応じた避難支援等の協力を行います。

イ 避難支援者の役割

いざという時に支援が受けられるように、要支援者本人又はその家族が隣近所の方々などに避難支援者の依頼を行います。依頼することが難しい場合は、地域の避難支援等関係者が要支援者の意向を確認しながら避難支援者を選任します。

なお、避難支援者は要支援者一人に対し、できるだけ複数人に依頼することが望まれます。また、依頼の基本として、自治会長など、総合的連絡調整を担うことになる方が避難支援者とならないよう留意する必要があります。

避難支援者は、普段から声掛けや見守り、災害発生時などに情報を伝えたり、一緒に避難する等の支援を行うこととなります。決して責任を伴うものではなく、自分の命、家族を最優先として可能な範囲で支援を行うものです。

(3)公助（行政の役割）

要支援者に対する避難支援活動には、地域をはじめとする避難支援等関係者との連携が必要となります。そのためには、要支援者に配慮した避難訓練の実施や自主防災組織を中心とする地域での支援体制づくり等について理解、協力してもらえよう広報等を行うとともに、要支援者名簿や避難支援個別プランの意義や取扱いについて十分に周知する必要があります。

第3 要配慮者名簿・避難行動要支援者名簿の作成

1 要配慮者名簿

市は、要配慮者に関する必要な情報を市関係部局内から情報を集め、県その他の関係者に対しても要配慮者に関係する情報を求めます。また、把握した情報を基に「要配慮者名簿」を作成し、災害に備えます。また、この名簿の情報を最新の情報把握に努めて、適宜更新します。

対象者は、一人暮らし高齢者（65歳以上）、シルバー世帯（65歳以上2人世帯）、シルバー世帯（65歳以上の世帯で3人以上の世帯）、介護保険の要介護度3以上の居宅介護者、身体障がい者（1.2級）、知的障がい者（A判定）、精神障がい者（1級）乳幼児（6歳未満児）、特定疾患者、外国人です。

2 避難行動要支援者名簿

市は、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、要配慮者の情報を把握し、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し名簿を作成します。また、要支援者の避難支援等を適切に実施するために要支援者の最新の状況の把握に努め、避難行動要支援者名簿を毎年更新します。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成の目的

避難支援等関係者は、要支援者に対し、日頃からの声掛けなどを行うとともに、災害発生時には、地域の住民が協力し、要支援者の迅速な把握や災害情報の伝達、避難誘導等の支援活動が円滑に行われるために作成するものであります。

(2) 避難行動要支援者名簿の対象者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方です。

(3) 避難行動要支援者名簿作成・更新の手順

① 広報・周知活動

市は、広報かぬま、市のホームページ、窓口や通知等を利用し、避難行動要支援者名簿の登録について周知を行います。

また、地区自治会協議会等の避難支援等関係者となる関係団体に対して、適宜説明会を開催し、理解を得ます。

② 民生委員・児童委員への依頼

市は、避難行動要支援者名簿の作成・更新のための調査を、民生委員・児童委員に依頼します。

③ 民生委員・児童委員による要支援者の調査

民生委員・児童委員は、避難行動要支援者名簿の更新のための調査を行います。併せて町内に要支援者に該当する方がいるかどうか調査します。

④避難行動要支援者名簿の保管

民生委員・児童委員は、避難行動要支援者名簿をそれぞれを記入・更新します。

また、更新後の避難行動要支援者名簿等を市に提出し、本庁舎、各コミュニティセンターで名簿を保管します。それから、状況に応じ庁内関係部署、消防本部、鹿沼警察署への情報提供を行います。

(4) 避難行動要支援者名簿による支援体制

①平常時における避難支援等関係者への名簿情報の提供

災害の発生に備え、要支援者本人から同意を得て、事前に避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿情報を提供し、情報を共有します。

(災害対策基本法第49条の11第2項)

②災害時等における避難支援等関係者への名簿情報の提供

災害が発生または発生するおそれが生じ、生命または身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援者等関係者等に名簿情報を提供することができます。(災害対策基本法第49条の11第3項)

第4 個別避難計画（避難支援個別プラン）の作成

避難支援個別プラン（以下、「個別プラン」という。）は、要支援者一人ひとりに対する災害時の避難支援等関係者や避難支援の方法、災害時の避難支援者などを示した避難支援計画です。民生委員・児童委員等と個別に面談し作成することにより、避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の要支援者ごとに実効性の高い個別プランを作成します。

1 個別プランの作成

新規名簿登録希望者は、民生委員・児童委員等の説明及び協力を得ながら避難支援者や災害情報伝達支援者、避難場所等を決め、「個別プラン（兼情報提供同意書）」を作成します。また、本人の意向を考慮し、日頃から利用している福祉施設への直接避難も検討します。

※個人情報提供の同意を得られなかった要支援者については、個別プランは作成しませんが、避難行動要支援者名簿に記載し、災害等の緊急時に活用するとともに、その後の調査の参考資料にします。

（1）個別プランの作成等に当たっての注意事項

守秘義務

市、自治会等の避難支援等関係者は、個別プラン、避難行動要支援者名簿に含まれる個人情報保護のために、細心の注意を払って管理します。

その主な管理方法は、次のとおりとします。

a 情報提供同意者の個別プラン及び避難行動要支援者名簿は、要支援者を担当する地域における、避難支援等関係者に限り、その必要な範囲の情報を提供します。

b 個別プラン及び避難行動要支援者名簿は本庁舎、各コミュニティセンターで責任をもって保管し、必要に応じ複製を庁内関係部署、消防本部、鹿沼警察署に提供します。

（2）避難支援者・災害情報伝達支援者の確保

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、要支援者に合った必要な情報を一人ひとりに的確に伝わるよう配慮しなければなりません。（災害対策基本法第56条第2項）

特に、災害情報の入手が困難な要支援者に対しては、直接要支援者本人に伝達する災害情報伝達支援者を個別プランに登録します。

①避難支援者・災害情報伝達支援者の役割

- ・要支援者に対する日頃からの声かけや見守りを行います。
- ・災害発生時における災害情報の伝達、避難誘導、安否確認を行います。
- ・個人情報（要支援者情報）を適正に管理します。

②避難支援者・災害情報伝達支援者の選定

避難支援者や災害情報伝達支援者は、要支援者の避難支援に関して法的義務や責任を負うものではなく、近隣住民としてできる範囲で要支援者の支援を行うものです。

民生委員・児童委員等は、要支援者の希望する候補者を隣近所の人、自主防災会、ボランティア等の地域の中にいる候補者と協議をしながら避難支援者・災害情報伝達支援者を選定します。

避難支援者は、災害情報伝達支援者と兼任も可能ですが、避難支援等の実効性を高める観点から、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完しあい避難支援にあたるよう選定してください。また、一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう留意が必要です。

③避難支援者・災害情報伝達支援者の安全確保

災害発生時には予期しない危険もあることから、避難支援は、避難支援者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、自身と周囲の安全確保を最優先したうえで、可能な範囲で避難支援行動に努めることが重要です。

その時々状況下でできる範囲で要支援者を支援するものでありますので、災害時の状況によっては避難支援が困難な場合があることを要支援者にご理解いただく必要があります。

第5 福祉避難所の確保

避難所の運営は、災害対策本部の地区班、学校班、市民班等が行います。

要配慮者は、身体介護や医療相談等の特別な配慮が必要であり、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保する必要があります。

また、感染症が危惧されている状況においては、感染症対策を実施します。

1 福祉避難所の設置

重度の介護を必要とする方や、障がいの程度が重く、通常の避難所での生活が困難な要支援者のために、各地区のコミュニティセンターや市民情報センターを福祉避難所として選定し、保健福祉設備の整備を進めます。また、災害時における災害対策本部、応急救護所、救護所、民間福祉避難所との連携を強化し、円滑な支援体制を構築します。

2 民間福祉避難所の設置

民間の福祉施設で、災害時に民間福祉避難所として協力できる施設と事前に協定書を締結し、災害時における要支援者の受け入れ体制を整備し、受け入れ対象者の調整を行います。（老人福祉施設連絡協議会、障害者施設等）

3 福祉避難所等における医療支援スタッフの確保・情報伝達体制の整備

要支援者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフの体制を整えます。

上都賀郡市南部地区医師会や栃木県看護協会県西地区支部等の地元医療関係機関との連携と、災害時の衛生救護班との調整を図ります。

情報の取得が困難な要支援者に対して情報を提供するために、聴覚障がい者には「鹿沼地区手話通訳者連絡会」「鹿沼市要約筆記奉仕員連絡会」等の協力により対応し、視覚障がい者にはガイドヘルパーの派遣や受信用機器、情報通信機器の整備を図り、外国人には通訳・翻訳協力者の派遣に努めます。

第6 地域での支援活動

市内17地区において、地区自治会協議会を中心に消防団、自主防災会、女性防火クラブ、民生委員児童委員、福祉関係機関、医療機関、消防署、警察署等の避難支援等関係者の協力を得て、具体的な要支援者の支援活動に取り組みます。

また、災害時に要支援者を守るために、日頃から地域の人々が相互に助け合える関係を構築することに努めます。

1 避難行動要支援者支援防災学習会の開催

住民が主体となって地域の防災対策や要支援者対策を具体的に考える避難行動要支援者支援防災学習会を、社会福祉協議会、各地区の福祉活動（コミュニティ）推進協議会や自治会協議会等の学習会や講演会とともに開催します。

2 避難行動要支援者参加型防災訓練の実施

自治会等の地域防災訓練に合わせて、要支援者と避難支援者等と一緒に参加して、安否確認や避難誘導等を経験する、実践的な避難行動要支援者参加型防災訓練を実施します。

3 避難行動要支援者支援活動を担う人材の育成

自治会やボランティア等の中から、地域の要支援者の支援活動を継続的・専門的に担う人材を、学習会等を通して育成します。

4 避難行動要支援者の防災知識の普及啓発

要支援者自身が防災に関心を持って、正しい知識を身につけられるように、防災知識の普及啓発を図ります。